



長浜市長 浅見 宣義 様

報 告 書

総務部財政課 [REDACTED] (以下Aとする)

総務部財政課 [REDACTED] (以下Bとする)

総務部財政課 [REDACTED] (以下Cとする)

総務部財政課 [REDACTED] (以下Dとする)

総務部財政課 [REDACTED] (以下Eとする)

私共は、いずれも長浜市総務部財政課の職員として勤務しております。

今般、当課の職員が、長浜市議会議員である押谷與茂嗣議員（以下「押谷議員」といいます。）から、後述の公有財産売払収入等の件について、執拗な呼び出しや申し入れを受け、その過程で、議員と職員間の通常のやり取りからかけ離れていると言わざるを得ない暴言や恫喝を受けていることについて、以下のとおり説明させていただきます。なお、私共以外の職員の行為として記述されている部分は、いずれも当該職員に内容を確認してもらっています。

1 本件の概要

本件の概要は、次のとおりです。

(1) 県道における消雪設備の売り払いについて

① 平成25年度から平成27年度まで、旧浅井町と長浜市をつなぐ幹線道路の冬期における車両交通の安全対策として、県道小室大路線の歩道部に消雪設備を設置する工事が行われました。

この事業は、当市が県道の占用許可を受け、管路（1580.1m）及び取水井戸を設置したものです（これらの設備を以下「本件設備」といいます。）。この事業の事業費は1億7868万7680円で、その財源の多くを、合併特例債（1億1360万円）を活用して実施したものです。

吐き、あるいは脅しと取られる発言を行いました。

なお、旧上草野小学校は押谷議員の出身地（かつ居住地）である野瀬町に所在していません。

② 旧上草野小学校利活用事業に関する経過は、次のとおりです。

令和2年11月9日 旧上草野小学校の旧校舎は、「浅井カルチャー&スポーツビレッジ」として市民の利用に供されていたところ、野瀬町自治会から、敷地内の駐車場利用における危険防止措置の要望書が提出された。

令和2年11月17日 上記申出を受け、既存駐車場を原則使用禁止とし、自治会から提供の申出がある土地に代替駐車場を整備する方針を決定した。

令和3年7月28日 代替駐車場整備にあたり、土地所有者と土地使用貸借契約を締結（土地5筆 所有者：野瀬生産森林組合、XXXXXXXXXX）。

令和3年7～8月 押谷議員から、代替駐車場舗装工事の予算残で、同駐車場の融雪設備の設置要望があった。

令和3年9月3日 代替駐車場の舗装工事開始（～同年12月21日）
金額は1246万3000円

令和3年9月頃 上記舗装工事の予算残が400万円程度となったことから、消雪配管とポンプの両方を設置するのは困難であることを押谷議員に説明。同議員はポンプの設置を要望。

令和3年10月～11月 押谷議員から、ポンプは地元自治会で設置するので、消雪配管については市で設置されたい旨要望。

令和3年12月15日 代替駐車場の消雪配管工事を実施（～令和4年3月28日）金額は332万2000円

2 押谷議員による暴言、恫喝等の経過について

- ①（録音） 上記1(1)②のとおり、令和3年11月22日、Aから、県道における本件施設の売払にかかる議案の説明を行ったところ、その直後である同日午前10時42分、押谷議員から財政課に電話が入りました。担当したEが名乗

る暇も与えず、

「〇〇〇²に替われ！」「名前言わんにしても、ある市会議員のご尽力によって、もんでこないと思ったのをもんできたって、言わなあかんやろ！ そんなことぐらい。手前ら。アホ！」などと喚き、Eが口を開こうとすると「アホー！ ぼけてなよーほんまに！」などと叫び、EがAに替わるというと、「替わらんでもいい。言うときアホ！」「これから俺がいうた銭は絶対見さすぞ！」「今教育委員会の仕事してんの500万くらい銭が足らんの通さんかい！」「6300万円もやな。お前ら苦勞もせんともろうてきたったんやないかい！ 誰がもろてきたんや！こら、わかっとるけ！」「今電話しとんのが、苦勞して苦勞して話つけてきたんやないけ！」「アホ！説明するならそれくらい言わんかい！アホ！」「今度総務常任委員会でばんばんやったるからな！」などと一方的にまくし立て、電話が切られました。

② 同日午後、C（個人の携帯電話）に押谷議員から電話があり、上記(1)と同様、Aが謝辞を述べなかったことが気に入らない旨の電話がありました。押谷議員は、Cに面会に来るように言いましたが、Aから行かないよう指示し、Cからその旨を押谷議員に連絡しました。

③ 同日午後9時30分ころ、押谷議員からCの個人の携帯に着信があり、さらに、翌日（11月23日）の午前7時頃にもCの個人携帯に押谷議員から着信がありました。上記①と同じような内容（議案説明の際に自分への謝意の言葉がなかったとしてAを非難する内容）で、発言の中に、教育委員会の案件で「ポンプ」に予算をつけろという内容がありました。

④ 翌11月24日午前、Cは教育委員会職員に「ポンプ」の件の内容を聞きました。教育委員会職員によれば、ポンプについて予算要求をする意向はないとのことでした。

同日午前、押谷議員からCの個人携帯に着信がありました。同議員は再びポンプの予算をつけろと言い、これに対し、Cは押谷議員に、「教育委員会は（ポンプの）予算要求をしないとのことです。」旨を伝えました。

⑤ 同日午後3時30分ころ、押谷議員から、Bの個人携帯に電話がありました。

2 押谷議員はAのことを他人に言うとき、このような呼び方をします。

その時、BはAらと会議中で、席を離れて隣室で電話を受けました。押谷議員から地方交付税の仕組みを聞かれたので説明するも、途中から会話が噛み合わなくなり、消雪設備の話になって、押谷議員から「こんなこと誰もできない。」などと言われました。そして、「だいたいお礼は半分返し、儲けた分の1割くらいお礼したかてバチ当たらん。」「わしにしてくれ言うてない（と何度も言う。）。」「ポンプくらいしてくれてもええやろ。」「ちゃんとしとけよ、ケツの毛まで抜いてもうたるぞ。」などという発言がありました。

Bが会議をしていた部屋に戻るとまもなく会議が終わり、BはAに、上記の電話での押谷議員の発言を報告しています。

- ⑥ 同日午後4時前、秘書課職員からDに、「ちょっと来てほしい」と呼び出しがあり、秘書課に出向くと、押谷議員と■■■■議員がソファに座っており、Dは中央に座らせられました。押谷議員から、「一言言うてくれと思たけど（謝辞の件）、それはええわ。ポンプつけてくれよ。」と言われました。Dは、「財政課は原課から予算要求があったことに対し、内容が妥当かどうかを査定します。予算を認める理由は対外的に正当と言えるものでなければならず、『先生（議員）に言われたから』というのは理由になり得ません。私に言うのではなく、担当課との間で、正当な理由についてアドバイスするのがよろしいのでは。」旨を答えると、「わかった。」とのことでした。

- ⑦ 同日午後5時40分ころ、教育委員会職員が財政課に来て、Cが対応しました。

教育委員会職員は「押谷議員から『財政課に話しておいた。』と聞いた。」とのことで、Cは、「財政課から『要求して下さい』などとは言いません。」と答えました。教育委員会職員は、「教育委員会は、自治会がポンプを、市が管を分担すると、自治会との間で決めている。自治会からはその他の内容を聞いていない。教育委員会からは予算要求しません。」と言いました。

- ⑧ 翌11月25日午前9時30分、押谷議員からCの携帯に電話があり、「ポンプの件、教育委員会に言うといた。総教（総務教育常任委員会）でやってもうたるからな。」と言われました。
- ⑨（録音） 同日午前9時40分頃及び同日昼前に、押谷議員から財政課に「Aはいるか」と電話がありました。不在と答えると、応対者に「Aから連絡させ

ろ」とのことでした。

Aは、総務部長に相談し、副市長に報告するよう指示を受けて副市長に報告しました。副市長から、やりとりを記録すること、電話の録音は保存すること、個人の携帯への着信に対応しないこと、こちらから連絡しないことについて指示を受け、その内容を課員に伝えました。

- ⑩ (録音) 同日午後1時15分、押谷議員から財政課に電話がありました。対応したDにAから電話させろと一旦言ったのですが、すぐに「お前が教育委員会に確認して来い、Aからは電話はいらん。」とし、さらに午後2時15分に「早く行ってこい。」と電話がありました。午後2時30分にDが教育委員会に赴きました。教育委員会職員がおり、まもなく押谷議員がやって来て、予算要求をしたとかしないとかの話になり、押谷議員からは「ポンプの取水試験した。結果を出してもええ。するって言うてくれ(予算つけてくれ。)」との話でしたが、もちろんDは予算をつけるなどの返事はせず、上記⑥と同様に述べ、財政課に戻りました。

- ⑪ (録音) 同日午後5時39分、押谷議員からDあてに電話があり、「(予算づけについて)明日までに返事をくれ。明日がタイムリミットや。」と言われ、Dは「わかりました」と答えました。押谷議員はAから電話がないと罵り、「誰のおかげで■■■■(役職名)なれたと思ってるんや。」「委員会やってもうたるからな。」等の発言がありました。ポンプの予算づけと委員会での質問とを結びつけて前者を通そうという趣旨の発言と感じました。

- ⑫ (録音) 翌11月26日午前、押谷議員から財政課に、Cあての電話があり、対応者が不在の旨を伝えると、電話するようにといい、一方的に電話を切りました。

同日午後1時9分、Cから押谷議員に電話し、「財政課としては、要求が出てこない。」と言いい「要求がない限り、財政課から動くことはありません。」旨伝えました。押谷議員は、またも本件設備の売り払いについて挨拶がないなどと言いい、いつもの如く「できんならできんでいいけど、委員会やってもうたるからな。」「ネタはいくつもあるんやぞ。脅迫でも何でもなしぞ。」と言いい、Aについて「何で電話してこんのや。」「誰のおかげで■■■■(役職名)なれた思うんや。」など、Aを罵りながら暴言を吐きました。

- ⑬ 同日午後1時30分、教育委員会職員が財政課に来て、「押谷議員から電話があった。教育委員会から予算要求はしない旨を伝えた。」とのことでした。
- ⑭ その後、翌日（11月27日）の夜や11月28日の早朝にCの携帯あてに着信があったようですが、Cからは電話していません。
- ⑮ 11月29日の午前11時半過ぎ、市役所の財政課前の通路を押谷議員と〇〇〇議員が通った際、押谷議員から「財政！15日覚えとけよ！」と大声を出し、財政課の職員らは一様に、脅迫ないし恫喝と感じました。
- ⑯（録音）押谷議員は、その後、令和4年4月21日（市議会閉会中）に開催された総務教育常任委員会において、ふるさと寄付等の寄付者の思いと同様に、国や県からの歳入も、多額の歳入を得るまでの関わった関係者に対して感謝の気持ちを持って対応すべきではないか。事務的な処理だけで済ませるのではなく。」と質問し、回答に当たったAが「国県からの歳入については、財政規律に基づいて予算化し対応する。」と回答したのに対し（午後4時23分ころ）、直後の、午後4時37分から2度に渡り財政課に電話してきて、対応したDに対し、次のように発言しました。

「ババアに言うとかえよ。お前んとこ、〇〇〇ババアに。」

「開き直ったら、5月6月とあるさかいに、楽しみにしてる言うとかえ。わかったかい。くそババアに。」

「言うとかえ、D。アホに。Aのババアに。ほんなことわかっどるわて。」

「今度5月は、徹底してやったるで。ほんなもん寝られんぞ、間違いなく。」

「やるに決まっどるがな。」

「これはパワハラやないぞ。事実6千何百万もろうてきたったんやから。一言礼言うの当たり前やろ、担当課は。ほな〇〇〇（役職名）辞めえ、どっか替われ、アホか。」「ターゲットは財政課やでな。てめえら気いつけ一よ。」

- 3 押谷議員は、これ以後も、それとははっきり言わないまでも、県から多額の歳入があったことについて、尽力があった者に何らかの対応があつて良いのではないかなど、事情を知らない人には本件と別の件に聞こえ、他方事情を知る者には本件を蒸し返していることがわかる言い方で、委員会等で繰り返し発言をしています。
- 4 本件における職員への暴言や、脅しともとれる恫喝行為は到底許されるもので

はないと考えております。市民から選出された代表という意味で、私共が議員の方々を敬うべきことはもちろんですが、そうであればこそ、市民の代表である議員には高い人格識見が求められると考えます。押谷議員の言動が、これに値するものと言えるものなのか、議員であればこんな物言いも許されるというのかと思います。

また、担当課（教育委員会）において予算要求をするつもりのない「ポンプ」を敢えて予算化させようとした行為は「横紙破り」という他なく、押谷議員が自らの地元の利益と、そこに属する押谷議員の利益（さらに、自らの手柄としての評価）を図る行動と言わざるを得ないものと考えます。

令和5年3月4日

総務部財政課

総務部財政課

総務部財政課

総務部財政課

総務部財政課

合議
[Redacted]

市長	副市長	部長	次長	課長	課長代理	課内	担当
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			[Redacted]

議案第137号に関連する記録

内容

- R3. 11. 22 11時50分頃
押谷議員から課の直通電話に電話 [Redacted] 対応
「小室大路線の議案の説明で（押谷議員の）名前を出せ、礼くらいゆうてもええやろ、委員会でやってもたる、覚悟しとけよ、ポンプに予算つけよ、局長（議会事務局長）にゆうとく」
とのこと。怒り狂っている、と [Redacted] から [Redacted] 報告受ける。脅迫、恫喝と受け取る。 [Redacted]
[Redacted] は課長に代わります、と言うが「代わらんでええ」と。
- R3. 11. 22 午後 [Redacted] 議員 財政課に来庁 [Redacted]、[Redacted]、カウンターにて対応。 [Redacted]
[Redacted] 議員の車の助手席で怒って電話していた、と。
- R3. 11. 22 午後 押谷議員から、財政課 [Redacted]（個人の携帯）、政策デザイン課 [Redacted]、
都市建設部 [Redacted]（個人の携帯）にも同じ内容（ [Redacted] が礼を言わん）で電話あり（ [Redacted] 確認）。
押谷議員は電話で [Redacted] に会社に来いと言う。行かないように指示。 [Redacted] が電話しその旨伝える。
- R3. 11. 22 午後 押谷議員から教育委員会 [Redacted] に電話あり。旧上草野小駐車場消雪装置のポンプの予算要求しると [Redacted] 確認。
- R3. 11. 22 午後9時30分 押谷議員から [Redacted] 個人の携帯に電話あり（11月22日の財政課への電話と同じ内容）
（※11月22日だけで20件以上市役所に押谷議員から着信あり。総務課 [Redacted] さんから確認）
- R3. 11. 23 午前7時頃 押谷議員から [Redacted] 個人の携帯に電話あり（同じ内容）
- R3. 11. 24 議会事務局 [Redacted]（会派室）から財政課 [Redacted] に電話あり（財政課内線）、「県からの財産収入は基金に積むのか？」「積まない」と返答
- R3. 11. 24 [Redacted] 市議から県からの財産収入について問い合わせあり、 [Redacted] 対応。「基金に積むのか」「積まない」と返答
- R3. 11. 24 午前 財政課 [Redacted] 個人の携帯に押谷議員から電話あり、「教育委員会は予算要求しない、とのこと。」と伝える。
- R3. 11. 24 午前 押谷議員から教育総務課 [Redacted] に「お前らが要求せんさかいに予算つけようらのや」と電話あったとのこと。
- R3. 11. 24 午後3時30頃 押谷議員から [Redacted] の個人の携帯に電話あり。地方交付税の仕組みを聞かれたので説明するも途中から会話がかみ合わない、とのこと。「ちゃんとしとけよ ケツの毛まで抜いてもたるぞ」と（脅しと受け取る）。「一般的にも、もうけた分の1割はお礼するもんや、わしにしてくれてゆうてない（と何度も言う）、ポンプくらいしてくれどもええやろ。」と。 [Redacted] からの報告を [Redacted] 受ける。）
- R3. 11. 24 午後4時前 秘書室 [Redacted] から [Redacted] 呼び出しあり、出向くと押谷議員と [Redacted] 議員がソファに座っており、中央に座らされる。
押谷議員から「一言ゆうてくれと思たけど、それはええわ、ポンプつけてくれよ」と言われ

- は「財政課は正当な要求かを確認する。先生にゆわれたという要求は一切受け付けられない。それなら担当課にアドバイスしろ」という。「わかった」と。からに報告。
- ・R3. 11. 24 午後5時40分頃 教育委員会と教育総務課が財政課に来る。対応。教育委員会は「押谷議員から「財政にゆうたらお金おりてくる」と聞いた。」と。は「財政課から要求してくださいとは言いません。」と伝える。「教育委員会は自治会はポンプ、市は管を分担すると自治会と決めた。自治会からは何も聞いていない。教育委員会からは予算要求しません。」とのこと。から報告受ける。
 - ・R3. 11. 25 9時30分 押谷議員からの携帯に電話あり
「ポンプの件、教育委員会にゆうといた。総教でやってもたるからな。」脅しと受け取る。
 - ・R3. 11. 25 9時40分～10時前頃 押谷議員から財政課の直通電話に電話、対応、課長不在と伝えると電話せえとのこと。は部長に相談、「電話かけるな」との指示あり。部長は議事事務局に確認に行かれる。
 - ・R3. 11. 25 昼前 押谷議員から電話、対応、課長不在と伝えると電話せえとのこと（脅迫、ののしり）。はに相談、副市長に報告するようとの指示を受け、副市長に報告。副市長から、不当要求案件とするかどうかは別としても、やりとりを記録し、部長までの決裁を受けること、電話の録音は保存しておくこと、職員にも個人の携帯に出ないよう伝えること、電話はかけないことと指示あり。
 - ・R3. 11. 25 13:14 押谷議員から電話、対応。教育委員会に來い、と。
 - ・R3. 11. 25 14:30 教育委員会応接室にて、押谷議員、教育委員会と対応。要求した、していないの話になる。ポンプの取水試験した、結果を出してもええ、するってゆうてくれ（予算つけてくれ）、と。教育委員会はあいまいな対応と思った、と。（の報告を受ける）
 - ・R3. 11. 25 15:20 議員財政課に来庁、対応。ワーキング4-1にて「2課で協議して、やるやらの判断を。古民家跡地の舗装？なんで？（等、議員の感想を言われる。）押谷議員には担当課から話をすべき」と。
 - ・R3. 11. 25 17:39 押谷議員から財政課直通電話に電話あり。対応。「明日までに返事くれ」と言われ「わかりました」と返事。「誰のおかげでなれたと思ってるんや、委員会やってもたるからな」等脅迫、ののしりあり。
 - ・R3. 11. 26 から教育総務課に電話の件を伝える。教育委員会からは返事しない、と。考え方は「今回は特殊（小室大路線の議案であるのに、なぜか関係のない教育委員会に飛び火していることを特殊ととらえている。）な案件である。財政がつけないので予算はない。（という一方で）ポンプは自治会と決めてやっていること。今さら予算の必要性はない。」と。から報告受ける）
 - ・R3. 11. 26 午前 （年次休暇取得中）の携帯に押谷議員から着信あったとからに連絡あり。電話しなくて良いと伝える。
 - ・R3. 11. 26 午前 財政課直通電話にあて押谷議員から電話あり。不在と伝えると電話するようにと。
 - ・R3. 11. 26 11時頃 議員 財政課に来庁、と対応。昨日に伝えたことをもう一度話すために来た。現場を見てきた。返事は教育総務課からすべきと。借地に市が舗装するなど、説明はあったのか、（実施の必要はあつてのことと思うが）2課で協議したほうがよい、と。今回は（押谷議員は）ちょっとひどいと思う、と。教育委員会に自

分が来たことを伝えてほしいとのこと。

- ・R3. 11. 26 11:15 教育総務課 [] に [] から [] 議員の件を情報提供。教育総務課は、今回の件は押谷議員とずっとしゃべっていること。自治会はあまりからんでいない。押谷議員から、急に、財政に予算つけさすで要求せえ、と言われた、とのこと。
- ・R3. 11. 26 13:05 [] から押谷議員に電話。「財政課から先生にお話しすることはありません。」と伝える。いつものごとく、委員会やってもたるからな、ネタはいくつもあるんやぞ、誰のおかげで [] になれたと思うんや、等、言われた。と。([] から [] 報告受ける。)
- ・R3. 11. 26 13:30 教育委員会 [] 財政課に来られ、押谷議員から電話あり、教育委員会から予算要求はしないと伝えたとのこと。
- ・R3. 11. 26 15:30 すぎ 市長から [] 呼び出し
「さっき押谷議員から電話あり、[] がゆうこと聞かん。市長からゆうてもらわな無理や」とのこと。「わしがもうけた」とゆうているが、どういうことか、何があったのか。」と市長から説明を求められる。11月22日の議会運営委員会にて議案第137号の説明で [] が押谷議員に礼をいかなかったことに腹をたて(これがきっかけと思われる)、教育委員会が実施している旧上草野小の駐車場舗装、融雪設備工事に関する融雪装置のポンプ代を市で持てと要求している。と報告。県道小室大路線の消雪設備設置についても当時の状況を把握している限りで説明する。2件はまったく別の案件であり、職員に対する脅迫、恫喝、不当要求、利益誘導であると報告。電話するよう言われたが、[] と副市長に相談し、電話しないよう指示があり電話していないと報告。市長は、副市長からも職員が恫喝を受けていると話があったと。内容は [] の言う通りなので、[] 議員に私から連絡し、納めてもらうよう話をしておくとのこと。
- ・R3. 11. 26 16時過ぎ 教育委員会 [] に市長との件を情報提供。
- ・R3. 11. 26 16時過ぎ 道路河川課 [] に市長との件を情報提供。今週入ってから押谷議員から電話が1回あったとのこと。
- ・R3. 11. 27 19時30分頃 [] の携帯に押谷議員から着信あり。([] は電話に出ない。) [] 報告受ける
- ・R3. 11. 28 7時30分頃 [] の携帯に押谷議員から着信あり。([] は電話に出ない。) [] 報告受ける
- ・R3. 11. 29 9時45分頃 副市長から、「市長には「予算がつかんことは分かったるんや」と言っている」と聞く。
- ・R3. 11. 29 教育総務課 [] に副市長から聞いたことを伝える。
- ・R3. 11. 29 11時半過ぎ 市役所財政課前の通路を押谷議員と [] 議員が通る。押谷議員が歩きながら「財政! 15日覚えとけよ!」と大声を出す(脅迫と受け止める)。